

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画本町地区地区計画を次のように変更する。

名 称	本町地区地区計画		
位 置	北九州市門司区本町地内		
面 積	約0.4ha		
地区計画の目標	<p>当地区は、門司区門司港地区の中心市街地に立地し、「北九州市都市景観条例」の指定を受けた「門司区門司港都市景観整備地区」の一角に位置している。</p> <p>門司港地区は、明治・大正期には九州鉄道の起点、大陸貿易の拠点として経済・産業・文化の中心地として発展したことから、門司港周辺には、当時の繁栄の面影がしのばれる歴史的建造物が数多く残されている。また、変化に富んだ臨海部と雄大な自然景観を有していることから、このような門司港の特色を生かすために、「九州の入り口、海峡の歴史とロマンを楽しむ港まち」を景観形成の目標として、大正ロマン溢れる街並みの形成と都市型観光拠点としての街づくりを進めている。</p> <p>本地区計画は、旧山城屋跡地において門司港の定住促進と活性化を目指す集合住宅が計画されたことに伴い、門司港地区の景観にふさわしい街区形成を図るように規制及び誘導を行い、良好な市街地環境の形成及び保全を図ることを目標とする。</p>		
び 保 全 の 方 針	区域の整備・開発及び	<p>当地区は、「門司区門司港都市景観整備地区」の「中心市街地業務区域」及び「門司港商店街区域」に立地していることから、都市的な落ち着いた街並みに加えて、にぎわいのある都市空間の形成を図る。</p>	
	建築物等の整備の方針	<p>良好な市街地の環境を形成するために、環境の悪化を防止するための用途の規制を行い、景観形成や賑わいの空間を確保するための壁面の位置の制限、建築物の形態又は意匠制限等必要な制限を行う。</p>	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物</li> <li>3 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</li> <li>4 葬儀の用に供する集会場</li> </ol>
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から県道門司行橋線の道路境界線までの距離は2.0m以上とする。ただし、公共用歩廊その他これに類する用途に供する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。</p>
		建築物等の高さの最高限度	35m
		工作物の設置の制限	<p>県道門司行橋線の道路境界線から敷地側に2.0mの土地の区域は、通路として確保するため、通行の支障となる工作物又は植栽を設置してはならない。</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建物周辺の通路の仕上げについては、快適で景観を向上させる歩行者空間として考慮されたものとする。</li> <li>2 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の形態及び色彩は、自然や歴史的建築物等の周辺環境に調和するものとする。</li> </ol>

地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>建築物等の形態又は意匠の制限</p> <p>3 海峡から望める建築物等は、航路上の船舶や対岸からの見え方に配慮した形態とする。</p> <p>4 高架水槽等の屋外設備は、ルーバー等で覆い、外部から見えないようにし、配管類はできる限り露出しないようにする。</p> <p>5 屋上及び窓面を利用した広告物、簡易な広告物は掲出しないものとする。また、自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は掲出しないものとする。広告物の大きさ、形態又は色彩は、街区内で調和のとれたデザインとするなど、統一的な街並みや周辺的美観を考慮したものとする。</p> <p>6 屋外駐車場(駐車スペース及びピロティ利用の駐車場を含む。)を設置する場合は、道路側部分に植栽を施す等道路側から見た景観に配慮するものとする。</p>
	垣又はさくの構造の制限	<p>県道門司行橋線の道路に面する側については、市街地における公衆の円滑な通行の確保に資するよう、垣又はさくを設けないこと。</p>

「区域は計画図表示のとおり」

※ 計画書に定めるもののほか、北九州市都市景観条例(昭和59年北九州市条例第26号)及び関門景観条例(平成13年北九州市条例第35号)の規定を遵守すること。

理由

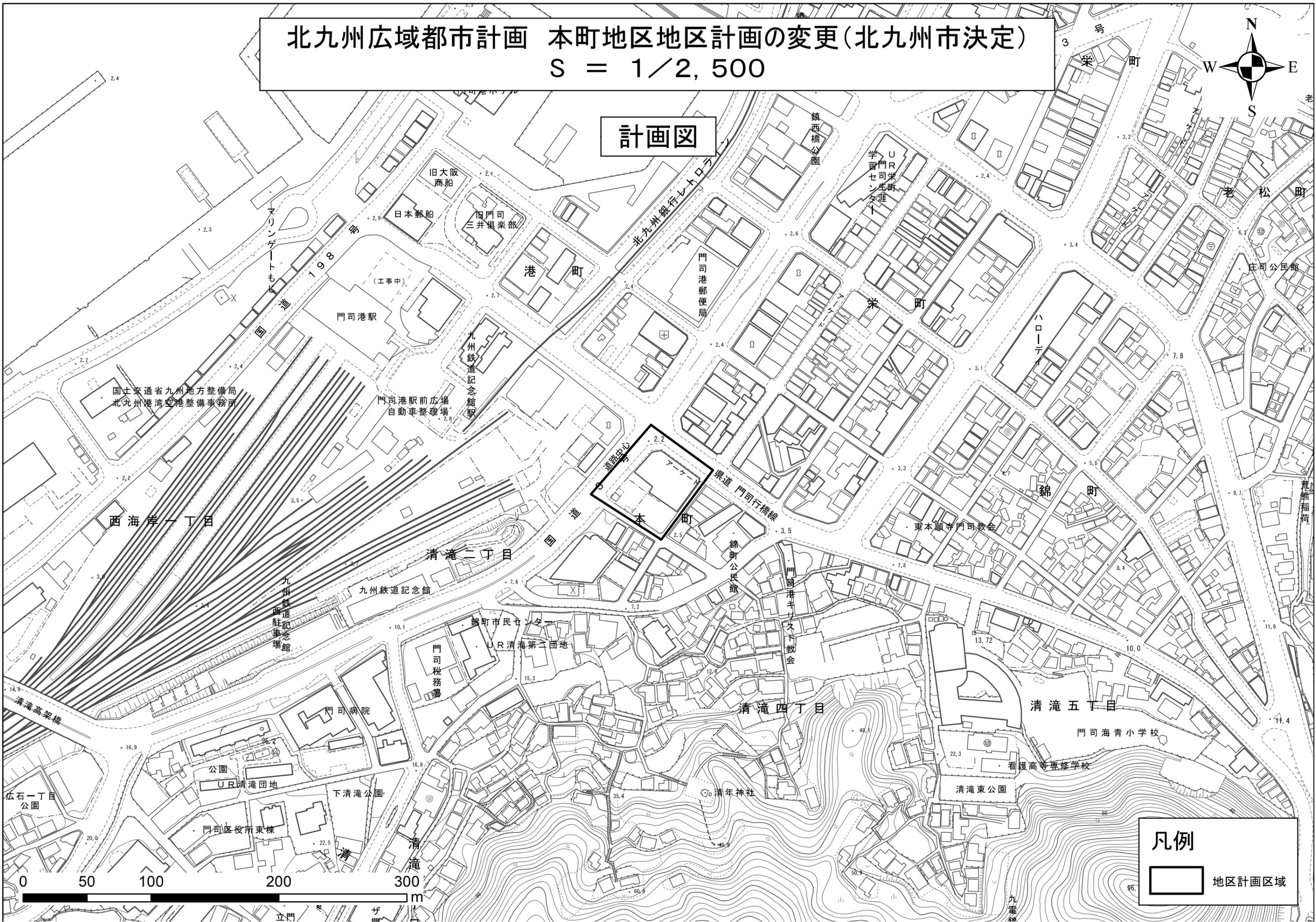
都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

当初：平成15年3月13日告示 第15号 変更(最終)：平成29年1月24日告示 第29-2号

# 北九州広域都市計画 本町地区地区計画の変更(北九州市決定)

S = 1/2,500

## 計画図



### 凡例

 地区計画区域

